

監査の結果に関する報告に基づいて教育委員会委員長が講じた措置について

第 1 財政援助団体等監査

1 平成 15 年度財政援助団体等監査結果報告（平成 16 年 5 月 26 日
監査報告第 1 号）

(1) 出資団体（公の施設の管理受託事務を含む。）

キ 財団法人横浜市建築保全公社（教育委員会事務局）

(ア) 局の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
a 小・中学校建設事業の資産譲渡価格について改善を求めるもの 財団法人横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という。）は、小・中学校校舎等の建設、整備及び資産譲渡事業を行っている。 そこで、校舎等の譲渡価格についてみたところ、校舎等の竣工後の借入金に係る利息（以下「経過利息」という。）の算定を、定率 5 %、実利率、又は計上なしとしているなど、譲渡年度によって取扱いが異なっていた。また、保全公社は、この経過利息を貸借対照表の資産に計上しているが、校舎等別となっていなかった。	平成 15 年度の決算において、年度末の経過利息の残高を、校舎等別に配分し、貸借対照表の資産に計上しました。 平成 16 年度以降は、新たに発生する経過利息を実利率により算定することとし、実態に合った譲渡価格となるよう改めました。

現在保有している、平成３～７年度に建設した校舎等約３９億円に係る経過利息について、実利率に基づいて校舎等別に、平成１４年度末残高を試算したところ、平成１４年度決算における計上額を上回っていた。これは、これまで譲渡を受けてきた校舎等の譲渡価格の積算において、経過利息を実利率以上の利率で算定し、支払ったことなどによるものと考えられる。 ついては、この経過利息及び今後生じる利息について、実利率により年度ごと校舎等別に計上していくなど、経過利息の適切な算定方法の検討を行い、より実態に合った譲渡価格となるよう改善されたい。	
---	--

ク 財団法人横浜市ふるさと歴史財団（教育委員会事務局）

(ア) 団体の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
a 退職給与引当金の計上等について改善を求めるもの 財団法人横浜市ふるさと歴史財団では、退職給与の支給に備えるため、退職給与引当預金及び退職	財団法人横浜市ふるさと歴史財団に対して、退職給与引当金の計上等に

給与引当金を貸借対照表に計上している。

そこで、計上内容について見たところ、貸借対照表に退職給与引当預金積立額と退職給与引当金を計上し、会計方針の注記として、退職給与引当金は「退職給与引当預金利息分のみ計上」と記載していたが、「退職給与引当預金利息分のみ計上」という表示では引当金の計上基準を示しているとは言い難い状況と考えられる。

ついては、引当金の計上基準を定め、決算書類の注記として表示するとともに、退職給与の要支給額に対して引当金計上額が不足しているので、説明責任の一環として、決算書類に年度末要支給額を表示する必要があると認められた。

ついて、適正な事務処理を行うよう指導しました。

これを受けて財団法人横浜市ふるさと歴史財団では、平成15年度決算書において、退職給与引当金の計上基準について

「対象職員全員が、年度末に普通退職した場合の退職手当の総額」とした会計方針を注記し、不足が生じないように退職給与引当金を計上しました。